

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

本件決定の取り消しを求める。

1年4ヶ月すぎてから間違いに気づいたから。

- (2) 審理員が平成30年7月18日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

生活をするのがやっとならでも返還できない。

- (3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

平成30年4月5日付けの本件決定通知書には、「1返還額 557,940円」
「2返還の理由 企業年金・老齢基礎年金・老齢厚生基礎年金の認定もれのため。」
との記載がある。

2 処分庁の主張

- (1) 審理員が平成30年6月25日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件の経過

(ア) 請求人は、平成28年4月18日に生活保護の申請をし同日付けで保護開始したものである。申請時に国民年金の挙証資料を収受していたが同年4月の振込通知書と平成27年分の年金源泉徴収票のみであった。

申請日が国民年金の受給日である平成28年4月15日を経過していたことにより、年金収入の認定は6月よりおこなう必要があり、後に請求人に対して平成28年度の年金改定通知書の提出を求めたが実行されることはなかった。

(イ) 平成29年7月31日 請求人が来所時に①同年6月からの年金振込通知書、
②保護開始当初から同年11月までの国民年金受給額が記載された通帳の写しを
収受しこの2点により年金額を把握する。

尚、企業年金については保護申請時に請求人より提出された預金通帳にて確認

できたものであり平成28年6月より収入認定することが可能であった。これについては処分庁の認定洩れであったことは事実である。

(ウ) 平成29年8月21日 請求人宅を訪問し保護申請当初より国民年金及び企業年金の収入認定ができておらず保護費の過払いが発生した旨を伝える。

同時に法第63条にて返還の義務が生じることを理解してもらい請求人より当該年金については既に費消しており一括返済は困難であるため分割返済の依頼を受ける。

(エ) 平成30年2月16日 処分庁において返還額より自立更生のための用途に供される額として控除可能なものがないか検討するためケース診断会議を開催する。

(オ) 平成30年3月22日 請求人来所にて改めて法第63条返還金の額を伝え、併せて自立更生のための用途に供される額として対象となるものはないか聴取するも何もないとの回答を得る。以上のとおり、企業年金の認定については処分庁の認定洩れが原因であるものの保護費の過払いが生じていることは事実であり、この保護費の返還処分については何ら違法や不当はないため、この審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出された証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成29年7月31日付けのケース記録票には、「請求人は面接時にも年金の申告をしているにも関わらず開始時から収入充当をしていなかった。通帳をもってきてもらい収入申告書も記入してもらった。」との記載がある。

イ 平成29年8月7日付けのケース記録票には、「28年6月から年金収入を返金してもらおうように説明。請求人は今頃になってと困惑していた。請求人からは、今までの保護費の合計と年金の合計を出して欲しいと、請求人がこれから生活をしていく金額をはっきり知りたいとのこと。」との記載がある。

ウ 平成29年8月21日付けのケース記録票には、「平成28年6月～平成29年8月の基礎年金369,540円と企業年金141,300合計510,840円の説明。請求人の返金希望額は月1,000円をお願いしたいと申し出あり。」との記載がある。

エ 適用日が平成29年9月1日の保護決定調書には、収入充当として、「老齢基礎34,128、老齢厚生21,596」との記載がある。

オ 平成30年2月16日付けのケース記録票には、「請求人は平成28年4月18日開始。同年6月から年金収入を認定すべきところ、担当者の認定漏れがあった。そのため発覚した平成29年9月から収入認定を行う。法第63条は平成28年6月から29年8月分の510,840円となるが、控除額を検討すべきと思われる為、2月に請求人と面談し、ケース診断会議により額を認定する。」との記載がある。

カ 平成30年3月6日開催のケース診断会議の診断票には、診断結果として「本来の法第63条返還金については変動するものではないが、自立更生のための用途に供される額として請求人に対し打診し、最大限に控除した上で返還額を決定するとその一定の結論に達する。」との記載がある。

キ 平成30年3月22日付けのケース記録票には、「請求人来所。(中略)企業年金を平成29年12月分も63条にすることを説明。控除できるものがないかどうかを考慮し、請求人にも何か買った物がないかも聞いたがなにもないとのこと。」との記載がある。

ク 前記1 請求人の主張の(3)と同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の設定をした場合等であると解さ

れている。

2 本件決定について

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

(2) 本件決定がされた経緯について

年金収入の認定もれに気付いた処分庁は、平成29年8月7日並びに同月21日に、請求人宅を訪問し、収入認定すべきであった金額について返還してもらわなければならないことを伝え、その後、平成30年3月6日のケース診断会議における検討を経て、請求人に対し、同年4月5日付けで本件決定を行ったものと認められる。

以上の経緯から、自立更生控除の検討にあたり、同年3月22日に請求人から聞き取りを行ったことは認められるものの、その程度は「何か買った物がないか」という限定的な確認に過ぎず、処分庁が本件決定を決定するまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となった保護費の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によっても求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

そして、本件においては、過支給となった保護費が、保護の開始時において、年金収入について把握しながら、処分庁がその処理を失念したことにより生じたものであるという特段の事情のあることに留意すべきものといえる。

(3) まとめ

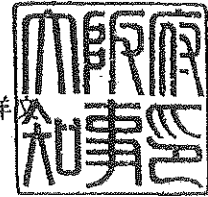
これらを踏まえると、処分庁は、本件決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして、本件決定に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年8月5日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した

後であっても再審査請求をすること又は処分取消しの訴え若しくは裁決取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。